

農地中間管理事業のお知らせ



こんな時に農地中間管理事業の活用を！

- ・ 高齢の方が農業経営からリタイアするとき
 - ・ 農地を相続したが、農業をすることができない場合
 - ・ 耕作地の隣接農地を貸してほしいが遊休農地となっていて困っているとき
- (条件によってはお借りできない農地もありますので、ご承知下さい)

農 地中間管理事業とは、遊休農地の有効活用や、農地利用の集積・集約化を促進するため、農地中間管理機構(県農業振興公社)が農地の貸し付けを希望する方から農地を借り受け、農業経営の規模拡大や新規就農を希望する農業者等へ、農地をまとめて貸し付ける事業です。

「農地を貸した」「農地を借りた」「制度の詳細を知りたい」という方はぜひご相談ください。

■問い合わせ

農林課農林振興担当
(内線2030・2224)
県中北農務事務所

県農業振興公社
23-3078

055-2321-2760



あなたの声を市政に

パブリックコメントを募集

市 では、市の施策や計画などについて、その原案を市民の皆さんに公表し、寄せられた意見を意思決定に反映するため、パブリックコメントを実施しています。

市民が行政の意思決定に参加することができる一つの手段として、行政の公正性の確保や透明性の向上を図ることを主な目的としており、今回2つの案件についてパブリックコメントを募集しますので、市民の皆さんの積極的なご意見をお待ちしています。

※皆さんから頂いた意見とそれに対する市の考えは、ホームページ上で公表します。

地域防災計画修正案 パブリックコメント

災害対策基本法の一部改正等に伴い、韮崎市地域防災計画の修正を行います。

主な修正内容は、要配慮者及び避難行動要支援者名簿の防災計画への記載や、雪害予防対策、医療救護所の記載等の内容となりますが、今回、その計画案がまとまりましたので、皆さんからご意見を募集します。

■閲覧・意見募集期間

10月21日(火)まで
8時30分～17時15分

※窓口での閲覧及び提出は、土・日曜、祝日を除く

■計画(修正案)公表場所

- ・ 市ホームページ
- ・ 1階情報公開コーナー

・ 総務課窓 〇 (市役所3階)

■提出方法

書式は任意ですが、住所、氏名、連絡先をご記入のうえ、郵送(当日消印有効)、FAX、電子メール、または総務課窓〇に直接ご持参ください。

■問い合わせ・提出先

総務課防災交通担当
(内線339・399)
FAX 22-8479
soumu@city.nirasaki.lg.jp

空き家等の適正管理に関する 条例案パブリックコメント

市民の安全・安心の確保と生活環境の向上を図るため、放置された空き家の適正管理を促す、「韮崎市空き家等の適正管理に関する条例」の制定を予定しており、条例案が



まとまりましたので、皆さんからご意見を募集します。

■閲覧・意見募集期間

10月20日(月)まで
8時30分～17時15分

※窓口での閲覧及び提出は土・日曜、祝日を除く

■条例(案)公表場所

・ 市ホームページ
・ 環境課窓 〇 (市役所1階)

■提出方法

書式は任意ですが、住所、氏名、連絡先をご記入のうえ、郵送(当日消印有効)、FAX、電子メール、または環境課窓〇に直接ご持参ください。

■問い合わせ・提出先

環境課環境政策担当
(内線131・132)
FAX 23-0249
kanky@city.nirasaki.lg.jp